

河南省特許保護条例

2005年12月2日改正

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

河南省特許保護条例

(2000年11月25日河南省第9期人民代表大会常務委員会第19回会議採択、2005年12月2日河南省第10期人民代表大会常務委員会第20回会議改正)

第1章 総則

第1条 特許の保護を強化し、発明創造を奨励し、自主的な創造能力を高め、科学技術の進歩及び経済社会の発展を促進するため、「中華人民共和国特許法」及び国の関係法律、法規に基づき、本省の実情に照らし、本条例を制定する。

第2条 県級以上の人民政府は特許業務に対する指導を強化し、特許業務を国民経済と社会の発展計画に導入し、且つ特許の保護及び管理業務の経費を財政予算に計上し、遅滞なく特許の保護及び管理業務中の重大な問題を協調して処理し、知的財産権経済の発展を促進しなければならない。

第3条 省、省内の市の人民政府の特許管理部門は本行政区域における特許の保護業務を行い、特許紛争を処理し、他人の特許を詐称する行為及び非特許を特許であると詐称する行為の調査、処分を行うものとする。

県（市、区）の人民政府の特許管理部門は本行政区域における特許の保護業務を行い、上級の特許管理部門に特許紛争の処理及び他人の特許を詐称する行為及び非特許を特許であると詐称する行為の調査、処分に協力するものとする。

その他の関係行政管理部门は各自の職責に基づき協同して特許の保護業務を行うものとする。

第4条 省の人民政府は特許の賞罰を設け、発明創造を行い且つ本省で実施し、経済と社会の発展に突出した貢献をした特許権者に対し報奨を与えるものとする。

県級以上の人民政府は発明創造、特許技術の産業化促進及び特許の保護と管理業務において顕著な成績を収めた単位及び個人に対し、国及び本省の関係規定に基づき報奨を与えなければならない。

第2章 特許の保護と管理

第5条 企業、事業単位は特許管理の制度を構築、改善し、自主知的財産権を有する核心的技術を育成、開発、保護し、職員に他人の特許権を尊重し、本単位の合法的権益を保護するよう教育しなければならない。

学校は特許法律、法規の宣伝教育を重んじなければならない。高等学校、中等専門学校は教師及び学生が発明創造の活動に従事し、且つ特許を出願することを奨励、支持し、特許権が付与された者に対して報奨を行わなければならない。

特許管理部門は企業、事業単位の特許業務に対し役務を提供しなければならない。

第6条 特許権が付与された国有企業、事業単位は特許権が公告された日から3ヶ月以内に発明者又は創作者に奨金を支払わなければならない。一つの発明特許の奨金は3千元以上とし、一つの実用新案特許または意匠特許の奨金は1千元とする。

特許権が付与された国有企業、事業単位は特許権の有効期間において発明創造された特許を実施した後、毎年当該発明または実用新案特許の実施により得られた税引後利益の5%以上の部分を、または当該意匠特許の実施により得られた税引後利益の1%以上の部分を報酬として発明者または創作者に支払わなければならない。譲渡又はその他の単位又は個人に特許の実施を許諾した場合、譲渡費又は許諾費を受領した後30日以内に譲渡費又は許諾費の税引後の30%以上を報酬として発明者または創作者に支払わなければならない。または、前述の配分を参考にして発明者または創作者に一括して報酬を支払うこともできる。

特許権が付与された国有企業、事業単位が特許で投資した場合、特許権者はその株式の所得から30%以上の収益を発明者または創作者に支払わなければならない。

前述三項の奨金及び報酬に関する規定は他の単位も参考にして執行できる。

第7条 政府に支援された研究開発及び産業化プロジェクトにおける特許はプロジェクトの担当単位に帰属するものとする。突出した貢献をした科学技術者に対し、省の人民政府の関係規定に基づき一定比率の知的財産権を奨賞することができる。

第8条 単位及び個人は発明創造、特許出願、特許実施などの面において特別な困難があり支援が必要な場合、政府の財政資金の支援を申請することができる。支援方法は特許管理部門及び財政部門により共同で制定されるものとする。

第9条 如何なる単位及び個人も許諾なしに他人の特許を実施してはならず、他人の特許を詐称してはならず、非特許の製品、方法を特許の製品、方法であると詐称してはならない。

如何なる単位及び個人も他人の特許を詐称する行為または非特許を特許であると詐称する行為に故意に資金、場所、輸送手段、生産設備または印刷標識などの便宜を提供してはならない。

第10条 下記に挙げる行為に対し、特許管理部門は法に基づき調査、処分を行うことができる。

- (1) 他人の特許を詐称する行為。
- (2) 非特許を特許であると詐称する行為。
- (3) 法に基づき処理された後も特許権を侵害し続ける行為。
- (4) その他の深刻な特許権侵害行為。

第11条 民間での法に基く特許仲介サービス機構の設立を奨励、支持するものとする。

特許仲介サービス機構及びその職員は不正な手段による業務の誘致、委託人との共謀による不正な利益の取得、当事者の営業機密の漏洩、その他の当事者の合法的權益又は社会の公共利益の損失をしてはならない。

特許管理部門は法に基づき特許仲介サービス機構に対する指導及び監督を強化しなければならない。

第12条 関係業界の協会は特許知識の宣伝及び教育を行い、協会員に特許の出願及び実施を奨励し、他人の特許権の尊重を督促し、且つ協会員に特許コンサルティングサービスを提供しなければならない。

第13条 技術交易、資産評価、輸出入貿易が特許権に係わる場合、特許権者または実施権者は当該特許権の有効な証明を提供しなければならない。

広告を利用して特許製品又は特許技術を宣伝する場合、広告主は当該特許権の有効な証明を有しまたは提供しなければならない。広告の経営者、広告の発布者は特許権の有効な証明を提供しない者に対し、広告の設計、製作及び発布をしてはならない。

特許権の有効な証明は省の人民政府の特許管理部門により行われるものとする。

第14条 展覧会、展示会、推薦会、交易会、入札会、競売会等の主催者は、これに参加する特許表示及び特許番号のある製品又は技術に対して、特許権の有効な証明を調査確認しなければならない。特許権の有効な証明が提供できない場合には、それが特許製品又は特許技術の名義を用いて展示に参加することを許可してはならない。

特許管理部門は展示製品、技術の中で係わる特許製品または特許技術に対する監督管理を行うものとする。

第15条 国有特許資産を有する単位が下記に示す場合の一に該当する時、法に基づき設立された資産評価機構により特許資産の評価を行わなければならない。

- (1) 特許出願権、特許権を譲渡する場合。
- (2) 法人の変更または解散前に特許資産の評価が必要な場合。
- (3) 特許資産で中外合資企業又は中外協力企業を設立する場合。
- (4) 特許技術を投資し有限会社又は株式会社を設立する場合。
- (5) 国外から特許技術を導入する場合。
- (6) 特許権で質権を設立する場合。
- (7) その他の特許資産の評価が必要な場合。

国有特許資産を有しない単位及び個人は前項の規定を参考にして特許資産の評価を申請することができる。

第16条 下記に示す場合の一に該当する時、政府の関係部門に特許検索報告書を提出しなければならない。

- (1) 政府支援の研究開発または技術革新のプロジェクトを申請報告する場合。
- (2) 政府支援の「HT」ハイテク技術産業化のプロジェクトを申請報告する場合。
- (3) 政府科学技術賞を申請報告する場合。
- (4) 国外の技術を導入しまたは国外からの材料で加工に従事して特許権に係わる場合。
- (5) 技術又は製品の輸出プロジェクトの中で輸入国又は地区の特許権に係わる場合。

第17条 科学技術計画及び技術革新プロジェクトの評価、審査、ハイテク技術企業資格及びハイテク技術製品の認定、科学技術報奨の評価、審査は特許権の取得及びその実施による経済社会の効果を重要な内容としなければならない。

特許権を取得した場合、関係する専門技術職務の任用資格を評価、審査する根拠の一つとすることができる。

第18条 特許管理部門は特許情報の管理を強化し、特許情報のサービスを規範化し、特許の保護状況及び特許のデータを公布し、特許情報のサービスネットワークを構築し、特許情報の流通及び利用を強化し、特許の実施を促進しなければならない。

第3章 処理、調停及び調査、処分

第19条 下記に示す条件に適合する特許権侵害紛争は特許管理部門が受理しなければならない。

- (1) 請求者が特許権侵害紛争と直接的な利害関係のある単位又は個人である。
- (2) 明確な被請求者及び具体的な請求事項、事実の根拠がある。
- (3) 当事者いずれの一方も人民法院に提訴していない又は仲裁協議がない。
- (4) 特許管理部門の管轄範囲に属する。

第20条 特許管理部門は特許権侵害紛争を受理した後、立案した日から7日以内に被請求者に答弁を通知しなければならない。被請求者は答弁の通知を受けた後、15日以内に答弁書及び関係証拠を提出しなければならない。

被請求者が期限通りに提出しない又は提出しなかった場合も、特許管理部門の処理には影響を及ぼさない。

第21条 特許管理部門が実用新案、意匠特許権紛争の処理において、被請求者は答弁期間以内に特許再審委員会に請求者の特許権に対し無効宣告を申請した場合、特許管理部門に処理手続きを中止するよう求めることができる。特許管理部門は被請求者が提出した書面による申請及び特許再審委員会の受理通知書を受けた後、特許行政主管部門は処理手続きを中止するか否かについて審査決定を下し、且つ書面にて関係当事者に通知しなければならない。

第22条 特許管理部門は特許権者又は利害関係者の告発に応じ、多方面に渡り同一の特許権を侵害する行為について合わせて処理を行うことができる。

第23条 特許管理部門は法律執行において、下記に挙げる職権を行使することができる。

- (1) 当事者と証人に質問する。
- (2) 案件に係わる調書、図面、資料、帳簿及びその他の原始証拠などの資料を検閲、複製または封印保存する。
- (3) 案件に係わる物品を検査し、法に基づきサンプル証拠を収集する。

特許管理部門は前項に規定された職権を行使するとき、関係単位及び個人は協力しなければならない。拒絶又は妨害してはならない。

第24条 特許管理部門は特許権紛争の処理において、請求者の申請に応じ、審査を経て必要であると認めた場合、案件に係わる貨物、材料、専用工具、設備などの物品を封印保存または仮差押えることができ、且つ被請求者に封印保存または仮差押えられた物品のリストを提出しなければならない。

請求者が封印保存または仮差押えの措置を申請する場合、財産担保を提供しなければならない。被請求者が財産担保を提供した場合、特許管理部門の審査を経て且つ同意されれば、封印保存を解除しまたは仮差押えられた物品を返却することができる。

特許行政法律執行官は上述の措置を取る場合、当事者又は関係者に立入りを通知しなければならない。当事者又は関係者が立入りを拒絶した場合、第三者に証明してもらうことができる。

第25条 特許管理部門は特許権侵害行為が成立すると認め、処理決定を下す場合、法定の権限及び手続きに基づき下記に示す方法で侵害行為を停止することができる。

(1) 特許方法を使用する者に対し使用を停止するよう命じ、且つ既に特許方法の実施により直接的に得られた製品を使用、移転してはならず、または如何なる形でも当該製品を市場に投入してはならない。

(2) 侵害製品を製造する者に対し製造を停止するよう命じ、侵害製品を製造するための専用設備を廃棄又は分解し、被請求者及び関係経営者が既に製造した侵害製品を使用、移転してはならず、または如何なる形でも当該製品を市場に投入してはならない。

(3) 侵害製品または特許方法の実施により直接的に得られた製品を販売する者に対し販売を停止するよう命じ、被請求者が未販売の侵害製品または当該特許方法の実施により直接的に得られた製品を如何なる形でも移転してはならない。

(4) 侵害製品または特許方法の実施により直接的に得られた製品を許諾販売する者に対し、許諾販売の一切の活動を停止するよう命じる。

(5) 特許権者及び利害関係者の申請に応じ、税関、国境出入の検査検疫等の部門に特許権侵害の輸出入貨物を法に基づき処理を依頼する。

第26条 特許管理部門に特許紛争案件の調停を申請して、調停を通じ双方が合意した場合、特許管理部門は調停書を作成しなければならないが、調停ができなかった場合、当事者は「中華人民共和國民事訴訟法」に基づき人民法院に訴えることができる。

特許管理部門が特許紛争の調査、処理に要した費用は省の財政、価額主管部門の関係規定に基づき執行する。

第27条 特許管理部門は案件処理の必要に応じ、関係する専門業者を招聘して専門の技術的問題についてコンサルティングを行い、または法定の鑑定機構に鑑定を委託することができる。

第28条 他人の特許を詐称する行為及び非特許を特許であると詐称する行為に対し、如何なる単位及び個人も特許管理部門に告発する権利を有する。

特許管理部門は告発制度を構築し、告発方法を公布し、且つ告発人に対する守秘義務を負わなければならない。

特許管理部門は他人の特許を詐称する行為、非特許を特許であると詐称する行為及び故意に特許権を侵害する行為については調査を作成し、且つ本省企業の信用情報システムに登録し、必要に応じ公告しなければならない。

第29条 特許管理部門は他人の特許を詐称する行為及び非特許を特許であると詐称する行為の案件を調査、処理する場合、立案した日から6ヶ月以内に処理決定を下さなければならない。

第4章 法的責任

第30条 特許を詐称した単位又は個人に対し、特許管理部門は是正し、影響を解除するよう命じ、5万元以下の罰金を科すことができる。特許標識を詐称する者に対し、没収且つ廃棄し、現存製品上の詐称の特許標識を剥離し、詐称の特許標識は製品との分離が困難

な場合は、その製品を廃棄するよう命ずる。

第31条 本条例第9条2項、第10条3項、第11条2項の規定に違反した場合、特許管理部門は違法所得を没収し、且つ違法所得の1倍以上3倍以下の罰金を科す。違法所得がない場合、2千円以上2万円以下の罰金を科す。

第32条 特許行政法律執行官の法に基く公務の執行を拒絶、妨害したり、案件に係わる契約書、帳簿などの資料を隠匿、移転、廃棄して治安管理規定に違反した場合、公安機関は法に基づき処理を行い、犯罪に該当しない場合は、法に基づき行政処分を行うものとする。

封印保存された物品を無断で開封、処理した場合、特許管理部門は是正を命じ、且つ封印保存された物品価値の1倍以上3倍以下の罰金を科すことができる。

第33条 特許管理部門の職員及びその他の関係する国家機関の職員の職務懈怠、職権濫用、汚職が犯罪に該当する場合には、法に基づき刑事責任を追及し、犯罪に至らない場合には、法に基づき行政処分を行うものとする。

第5章 附則

第34条 本条例は2006年3月1日から施行する。